

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成30年9月13日(2018.9.13)

【公開番号】特開2017-56581(P2017-56581A)

【公開日】平成29年3月23日(2017.3.23)

【年通号数】公開・登録公報2017-012

【出願番号】特願2015-181491(P2015-181491)

【国際特許分類】

B 4 1 J 11/70 (2006.01)

B 4 1 J 11/48 (2006.01)

B 4 1 J 29/38 (2006.01)

B 4 1 J 29/00 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 11/70

B 4 1 J 11/48

B 4 1 J 29/38 Z

B 4 1 J 29/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月31日(2018.7.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のページ、及び、複数の境界部分を有する連続紙が、複数枚重なって構成される連続重疊紙を印刷対象とする印刷装置であって、

前記連続重疊紙を送り、前記連続重疊紙に印刷する送り印刷部と、

前記送り印刷部の印刷位置より紙送り方向下流側に設けられており、前記連続重疊紙を、所定枚数の前記連続紙の組である第1の組、及び、第2の組に分離する分離部と、

前記第1の組の前記境界部分を切断する第1カッターと、

前記第2の組の前記境界部分を切断する第2カッターと、

前記送り印刷部、及び、前記第1カッター、並びに、前記第2カッターを制御する制御部と、を備え、

前記制御部は、

前記印刷位置から前記第1カッターまでの距離、及び、前記印刷位置から前記第2カッターまでの距離、並びに、前記ページあたりのページ長に基づき、複数の前記境界部分のうち判定対象とする前記境界部分と、前記第1カッター、及び、前記第2カッターのうち判定対象とするカッターとの組合せを決定し、

前記組合せに基づいて、判定対象の前記境界部分が、判定対象の前記カッターに合うように、前記送り印刷部を制御し、判定対象の前記カッターを駆動することを特徴とする印刷装置。

【請求項2】

前記印刷位置にあるページと前記印刷位置にある前記ページの紙送り方向下流側にある次のページとの境界部分を第1境界部分とし、前記第1境界部分の紙送り方向下流側にある次の境界部分を第2境界部分としたときに、

前記制御部は、

前記印刷位置から前記第1カッターまでの距離、及び、前記印刷位置から前記第2カッターまでの距離、並びに、前記ページ長に加え、前記第1境界部分と前記第1カッターとの位置関係、及び、前記第2境界部分と前記第1カッターとの位置関係に基づき、判定対象とする前記境界部分と判定対象とする前記切断部との組合せを決定することを特徴とする請求項1に記載の印刷装置。

#### 【請求項3】

前記第2の切断部は、前記印刷位置からの距離が、前記第1の切断部よりも遠い位置に設けられており、

前記制御部は、

前記ページ長が、前記印刷位置から前記第2カッターまでの距離より大きい場合、前記第1境界部分が前記第1カッターの位置より紙送り方向下流側にあるときは、前記第1境界部分と前記第2カッターとの組合せを判定対象とし、前記第1境界部分が前記第1カッターの位置より紙送り方向上流側にあるときは、前記第1境界部分と前記第1カッターとの組合せを判定対象とすることを特徴とする請求項2に記載の印刷装置。

#### 【請求項4】

前記制御部は、

前記ページ長が、前記印刷位置から前記第1カッターまでの距離以上、且つ、前記印刷位置から前記第2カッターまでの距離以下の場合、前記第1境界部分が前記第1カッターの位置より紙送り方向下流側にあるときは、前記第1境界部分と前記第2の切断部との組合せを判定対象とし、前記第1境界部分が前記第1カッターの位置より紙送り方向上流側にあるときは、前記第1境界部分と前記第1カッターとの組合せ、及び、前記第2境界部分と前記第2カッターとの組合せを判定対象とすることを特徴とする請求項3に記載の印刷装置。

#### 【請求項5】

前記制御部は、

前記ページ長が、前記印刷位置から前記第1カッターまでの距離より小さい場合、前記第2境界部分が前記第1カッターの位置より紙送り方向下流側にあるときは、前記第1境界部分と前記第1カッターとの組合せ、及び、前記第2境界部分と前記第2のカッターとの組合せを判定対象とし、前記第2境界部分が前記第1カッターの位置より紙送り方向上流側にあるときは、前記第2境界部分と前記第1カッターとの組合せを判定対象とすることを特徴とする請求項4に記載の印刷装置。

#### 【請求項6】

前記制御部は、

印刷終了後に、印刷を終えた前記ページに対して、判定対象の前記境界部分が、判定対象の前記カッターに合うように、前記送り印刷部を制御し、判定対象の前記カッターを駆動することを特徴とする請求項1または2のいずれかに記載の印刷装置。

#### 【請求項7】

前記連続重疊紙は、連続複写紙であることを特徴とする請求項1に記載の印刷装置。